

静岡文化芸術大学英語・中国語教育センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡文化芸術大学学則第5条の2の規定に基づき、英語・中国語教育センター（以下「教育センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 教育センターは国際化する社会の要請に応えるため、英語及び中国語の語学教育の強化を図ることを目的とする。

(教育センターの機能)

第3条 教育センターは前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 教育課程に関すること
 - ア 教材の作成
 - イ 授業の実施方法
 - ウ 成績の評価方法
- (2) 学生の授業外での指導及び支援に関すること
 - ア 学生に対する授業外での補習等の実施並びに学生からの相談への対応
 - イ 語学研修の企画及び実施
- (3) その他学生の語学力向上のための事業等の実施に関すること

(英語・中国語教育センター運営会議)

第4条 教育センターの管理と運営に関する重要事項を審議するため、英語・中国語教育センター運営会議（以下「教育センター運営会議」という。）を置く。

2 教育センター運営会議に関し必要な事項は別に定める。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、役員会の議決を経て行う。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。